

△労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合

には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の【受講にあたっての注意事項】を必ずご確認ください。)

飯田会場

令和8年度月別・会場別講習等計画表

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年1月	2027年2月	2027年3月
技能	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)(つり上げ荷重5t以上)		20~25 (月~土)	25~30 (月~土)		6/29~7/4 (月~土)	24~29 (月~土)		5~10 (月~土)	16~21 (月~土)	14~19 (月~土)	18~23 (月~土)		15~20 (月~土)
	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)		13~18 (月~土)				17~22 (月~土)				7~12 (月~土)			
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転(※)	20~24 (月~金)	18~22 (月~金)		6/29~7/3 (月~金)	3~7 (月~金)	7~11 (月~金)	5~9 (月~金)	16~20 (月~金)	14~18 (月~金)	18~22 (月~金)	15~19 (月~金)	15~19 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)	3 (金)		1 (月)			8 (土)		13 (火)		2 (水)		22 (月)	
	車両系建設機械(基礎工事用)運転(機体質量3t以上)(※)		11~14 (月~木)											
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		25~26 (月~火)				8/31~9/1 (月~火)						8~9 (月~火)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	27~28 (月~火)	14~15 (木~金)	15~16 (月~火)	21~22 (火~水)	20~21 (木~金)	28~29 (月~火)	22~23 (木~金)	11/30~12/1 (月~火)	24~25 (木~金)	25~26 (月~火)	16~17 (火~水)	29~30 (月~火)	
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		26~28 (火~木)	17~19 (水~金)		6~8 (木~土)	14~16 (月~水)		16~18 (月~水)	2~4 (水~金)		24~26 (水~金)	24~26 (水~金)	
	床上操作式クレーン運転(つり上げ荷重5t以上)	27~28・30 (月・火・木)					8/31~9/2 (月~水)						3~5 (水~金)	
	玉掛け(つり上げ荷重1t以上)(※)	1~3 (水~金)	7~9 (木~土)	22~24 (月~水)	29~31 (水~金)		2~4 (水~金)	9/30~10/2 (水~金)	24~26 (火~木)	21~23 (月~水)		8~10 (月~水)	8~10 (月~水)	
習	フォークリフト運転(最大荷重1t以上)(※)	14~17 (火~金)	11~14 (月~木)	9~12 (火~金)	13~16 (月~木)	17~20 (月~木)	14~17 (月~木)	13~16 (火~金)	4~7 (水~土)	7~10 (月~木)	5~8 (火~金)	1~4 (月~木)	23~26 (火~金)	
	※赤字は休日講習			13~14→20~21 (土・日→土・日)				10~11→17~18 (土・日→土・日)						6~7→13~14 (土・日→土・日)
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)(※)						16~19 (水~土)							
講習	はい作業主任者		7~8 (木~金)				24~25 (月~火)			12~13 (木~金)				8~9 (月~火)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習	6~10 (月~金)			6~10 (月~金)			26~30 (月~金)				12~16 (火~土)		
特別教育	玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習		18~22 (月~金)					19~23 (月~金)				25~29 (月~金)		
	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	22~23 (水~木)		25~26 (木~金)	21~22 (火~水)	26~27 (水~木)	17~18 (木~金)		9~10 (月~火)	17~18 (木~金)	21~22 (木~金)	18~19 (木~金)	23~24 (火~水)	
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転(機体質量3t未満)	1~2 (水~木)			27~28 (月~火)			15~16 (木~金)					24~25 (水~木)	
	ローラー運転	6~7 (月~火)			16~17 (木~金)				11~12 (水~木)					
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)		28~29 (木~金)				24~25 (木~金)							1~2 (月~火)
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)			1~2 (月~火)					24~25 (火~水)					
	巻上げ機(ワインチ)				23~24 (木~金)							12~13 (火~水)		
	ロープ高所作業			26 (金)			25 (金)						12 (金)	
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業	13 (月)		8 (月)	8 (土)		5 (月)		3 (木)				15 (月)	
	伐木等の業務(チェーンソー)	23~25 (木~土)			23~25 (木~土)			8~10 (木~土)				6~8 (水~金)		10~12 (水~金)
安衛教育	刈払機取扱作業者安全衛生教育		1 (金)		13 (月)		24 (木)		2 (月)			29 (金)		18 (木)
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育						7 (月)						26 (金)	
	はい作業従事者安全教育							2 (金)						
	振動工具(チェーンソー以外)取扱作業者安全衛生教育		1(PM) (金)				28(PM) (月)						1(PM) (月)	
	丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育		1(AM) (金)				28(AM) (月)						1(AM) (月)	

※講習の各コースの受講開始日は、いずれも日程の初日です。 (※)の種目の第1コースを受講される日程は、上記日程の初日、2日目(計2

日間)となります。

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお出張

講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくことになります。